

(参考) 指定訪問看護事業所の看護職員数について

介護保険法、健康保険法又は老人保健法上の人員基準

- ①原則として、事業所毎に常勤換算2.5人以上の看護職員を配置する。
- ②待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(従たる事業所)であって、職員の勤務体制、勤務内容等が一体的に管理される等の所定の要件を満たす場合、一体的サービス提供の単位として、事業所に含めて指定を受けることができる。
- ③地域の実情により、効率的な事業の実施が困難な地域に置かれ、訪問看護の提供の拠点としての機能を果たしている出張所等(従たる事業所)については、配置する職員のうち1人以上は保健師、助産師又は看護師とする。

(注) 24時間くまなく訪問看護を実施するには、週当たり168人時間が必要となるが、現行の基準では、事業所単位で週当たり80人時間を確保すればよい水準であり、これは、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数であると考える。

(注) すでに出張所等については、看護師等1人での運用を可能としている。

<参考>

24時間くまなく訪問看護を実施するために必要となるマンパワー	常勤職員の週定労働時間が32時間の訪問看護事業所の看護マンパワー	計算上のカバー率
<ul style="list-style-type: none">・週単位 $24\text{時間} \times 7\text{日} = 168\text{人時間}$・年単位 $24\text{時間} \times 365\text{日} = 8,760\text{人時間}$	<ul style="list-style-type: none">・週単位 $32\text{時間} \times 2.5\text{人} = 80\text{人時間}$・年単位 $80\text{時間} \times 52\text{週} = 4,160\text{人時間}$	<p>24時間365日の半分程度しかカバーできない水準</p>